

警察において身体を拘束されている者の食料に関する規程

昭和 37 年 4 月 18 日

警察本部訓令第 7 号

警察本部長

警察において身体を拘束されている者の食料に関する規程を次のように定める。

警察において身体を拘束されている者の食料に関する規程

警察において身体を拘束されている者の食料の額は、1食410円を上限とする。

ただし、病気その他特別の事情があるときは、埼玉県警察本部長は、この額を超えることができる。

一部改正〔平成 19 年第 7 号、26 年第 11 号〕

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、昭和 37 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 38 年 3 月 31 日警察本部訓令第 5 号）

この訓令は、昭和 38 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 39 年 3 月 26 日警察本部訓令第 6 号）

この訓令は、昭和 39 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 40 年 3 月 31 日警察本部訓令第 6 号）

この訓令は、昭和 40 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 41 年 3 月 31 日警察本部訓令第 3 号）

この訓令は、昭和 41 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 42 年 5 月 5 日警察本部訓令第 11 号）

この訓令は、昭和 42 年 5 月 5 日から施行し、昭和 42 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 43 年 6 月 20 日警察本部訓令第 19 号）

この訓令は、昭和 43 年 6 月 20 日から施行し、昭和 43 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 44 年 4 月 10 日警察本部訓令第 11 号）

この訓令は、昭和 44 年 4 月 10 日から施行し、昭和 44 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 45 年 5 月 12 日警察本部訓令第 16 号）

この訓令は、昭和 45 年 5 月 12 日から施行し、昭和 45 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 46 年 5 月 20 日警察本部訓令第 12 号）

この訓令は、昭和 46 年 5 月 20 日から施行する。

附 則（昭和 47 年 5 月 20 日警察本部訓令第 14 号）

この訓令は、昭和 47 年 5 月 20 日から施行し、昭和 47 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 48 年 5 月 23 日警察本部訓令第 12 号）

この訓令は、昭和 48 年 5 月 23 日から施行し、昭和 48 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 49 年 5 月 7 日警察本部訓令第 14 号）

この訓令は、昭和 49 年 5 月 7 日から施行し、昭和 49 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 49 年 10 月 24 日警察本部訓令第 19 号）

この訓令は、昭和 49 年 10 月 24 日から施行し、昭和 49 年 10 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 50 年 4 月 28 日警察本部訓令第 10 号）

この訓令は、公布の日から施行し、昭和 50 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 50 年 10 月 23 日警察本部訓令第 17 号）

この訓令は、昭和 50 年 10 月 23 日から施行し、昭和 50 年 9 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 51 年 5 月 22 日警察本部訓令第 10 号）

この訓令は、昭和 51 年 5 月 22 日から施行し、昭和 51 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 52 年 4 月 1 日警察本部訓令第 9 号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 53 年 4 月 1 日警察本部訓令第 9 号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 54 年 3 月 16 日警察本部訓令第 6 号）

この訓令は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 55 年 3 月 29 日警察本部訓令第 13 号）

この訓令は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 56 年 3 月 30 日警察本部訓令第 12 号）

この訓令は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 57 年 3 月 26 日警察本部訓令第 7 号）

この訓令は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 58 年 3 月 9 日警察本部訓令第 5 号）

この訓令は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 59 年 3 月 28 日警察本部訓令第 5 号）

この訓令は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 60 年 3 月 15 日警察本部訓令第 6 号）

この訓令は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 61 年 3 月 8 日警察本部訓令第 5 号）

この訓令は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 62 年 3 月 11 日警察本部訓令第 7 号）

この訓令は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 63 年 3 月 28 日警察本部訓令第 9 号）

この訓令は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成元年 3 月 9 日警察本部訓令第 5 号）

この訓令は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 年 3 月 31 日本部訓令第 9 号）

この訓令は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 3 年 2 月 25 日警察本部訓令第 3 号）

この訓令は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 4 年 3 月 3 日警察本部訓令第 5 号）

この訓令は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 5 年 3 月 4 日警察本部訓令第 3 号）

この訓令は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年 3 月 25 日警察本部訓令第 11 号）

この訓令は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 7 年 3 月 13 日警察本部訓令第 4 号）

この訓令は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年 3 月 28 日警察本部訓令第 7 号）

この訓令は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年 3 月 25 日警察本部訓令第 9 号）

この訓令は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 3 月 26 日警察本部訓令第 11 号）

この訓令は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 2 日警察本部訓令第 7 号）

この訓令は、平成 19 年 3 月 2 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 5 日警察本部訓令第 11 号）

この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。